埼玉県６次産業化サポーター公募要項

　埼玉県では、６次産業化に取組む農業者等の支援強化を図るため、取組の発展段階に即した各種相談等に対応する専門家「６次産業化サポーター」を募集します。

１　主な業務内容

　農業の６次産業化支援事業の理解のもと、埼玉県農山漁村発イノベーション（６次産業化）サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）と協力しながら、次の（1）及び（２）により、支援対象者への支援を行います。

（１）支援対象者の経営ビジョンや経営改善計画、総合化事業計画等の目標達成に向　　　けた支援。

（２）サポーター支援報告シートの作成及びサポートセンターへの提出。

２　応募資格

　　６次産業化サポーター候補者に応募しようとする者は次の（１）から（３）の要件

　を全て満たしていることが必要です。

（１）下記に掲げる分野のうち１つ以上の高度な専門的知見を有していること。

　　ア　食品衛生管理

　　イ　生産管理

　　ウ　農林水産物の加工技術

　　エ　商品設計

　　オ　販路開拓

　　カ　輸出

　　キ　ＰＲ陳列方法、ホームページ・ＳＮＳの構築及び活用

　　ク　農林水産物（加工品）のマーケティング・新商品企画

　　ケ　その他６次産業化に取組む農業者への専門的な知識、経験

（２）６次産業化に関する案件について、サポート業務若しくはコーディネート業務に

　　携わった経験があり、一定の実績を有していること。又は、６次産業化に取り組ん

　　だ農業者等であって、一定の成果を上げていること。

（３）６次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相

　　談に応じ、的確に助言できる能力を有していること。

３　募集人数

　　若干名

４　選考方法

（１）書類審査により選考します。なお、面接を実施する場合もあります。

（２）選考結果については、速やかにすべての応募者に通知する予定です。なお、選考

　　に係る経過、選考結果等に関するお問合せにはお答え出来ませんので、あらかじめ

　　御了承ください。

５　業務形態及び謝礼等

　　埼玉県からの依頼を受け、業務を実施していただきます。また、業務の実施に係る

　謝金として、１時間当たり８，０００円（交通費、税込）が支給されます。

６　応募方法

（１）応募に当たっては、事前に次の事項について御確認ください。

　（ア）６次産業化サポーターとして活動していただくには、埼玉県からの依頼が必要

　　　であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。

　（イ）応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選考結果は無効となりま

　　　す。

（２）応募は自薦によるものとし、必要書類を以下のとおり提出してください。なお、

　　提出された書類等は返却いたしません。

　・提出書類　身上調書（様式第1号）、農林漁業者等への支援実績及び専門的知見の概

　　　　　　　要（様式第２号）、補足資料(任意)を各１部

　・提出期間　令和６年５月１５日（水）午後５時まで

　・提出方法　電子メールに提出書類を添付して送付

　　　　　　　【提出先】

　　　　　　　a4105-07@pref.saitama.lg.jp

　　　　　　　埼玉県農林部農業ビジネス支援課販売対策・６次産業化担当（高橋、北條）

　　　　　　　※電子メールを使用できない方は御相談ください。

　　　　　　　（TEL：０４８－８３０－４０９５）

７　個人情報の管理

　　個人情報については、適切に管理し、利用目的以外に第三者への開示、公表はいた

　しません。